

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市社会教育委員会議
根拠法令等	社会教育法、川崎市社会教育委員条例、川崎市社会教育委員会議規則
設置年月日	昭和24年7月1日
所掌事務	1 社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。 (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。 (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。 (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。 2 教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる。 3 教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与える。
委員数	20名
委員の構成	(1) 市内に設置された学校の長 3名 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 9名 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 2名 (4) 学識経験者 4名 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 2名
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進課 電 話 044(200)3303 ファックス 044(200)3950
ホームページアドレス	http://www.city.kawasaki.jp/880/category/10-7-0-0-0-0-0-0-0-0.html